

仕 様 書（飲料用自動販売機） 物件番号 1

1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

（１）大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペース、回収ボックスの設置面積を含む。）は、幅 1.25m×奥行 0.85m の範囲内とし、高さは 2.0m 以内とすること。

（２）環境対策

① 省エネ

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づき省エネ対策を施した自動販売機とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

（３）販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類のペットボトル又は缶などの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。）

（４）販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

（５）その他個別条件

① 災害時に自販機内の商品を無料で提供できる災害対応型の機種とすること。

② 売上状況の遠隔監視システムを実装し、商品の補充及び変更、消費期限の確認、釣銭の補充等の管理業務の円滑化及び時間短縮に努めること。

③ SAPICA、交通系電子マネー（Kitaca、PASMO、Suica、manaca、TOICA、ICOCA、はやかけん、nimoca、SUGOCA）、WAON 対応の機種とすること。

2 遵守事項

（１）安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（２）使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

自販機付近に回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

(3) 自販機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。
- ③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

3 設置期間

平成 30 年 9 月 21 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 販売手数料

販売手数料率に自販機の売上高を乗じて得た金額とする。

5 売上状況の報告

毎月の自販機の売上高及び販売手数料明細を、翌月 15 日までに月次報告すること。

6 費用負担

- (1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。
- (2) 設置者において各自販機ごとに電気の使用量を計測するメーター（子メーター）取り付けるものとし、子メーターを設置する費用は、設置者において負担する。
なお、設置にあたっては、当財団の指示に従うものとする。
自販機の使用にかかる電気代は当財団の負担とする。

7 設置場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して当財団の指定する日までに返還しなければならない。

8 自販機設置に伴う事故

当財団の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

9 商品等の盗難及び破損

- (1) 当財団の責に帰することが明らかな場合を除き、当財団はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書（飲料用自動販売機） 物件番号 2

1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

（１）大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペースを含む。）は、幅 1.03m×奥行 0.8m の範囲内とし、高さは 2.0m 以内とすること。

（２）環境対策

① 省エネ

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づき省エネ対策を施した自動販売機とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

（３）販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類のペットボトル又は缶などの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。）

（４）販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

（５）その他個別条件

① 災害時に自販機内の商品を無料で提供できる災害対応型の機種とすること。

② 売上状況の遠隔監視システムを実装し、商品の補充及び変更、消費期限の確認、釣銭の補充等の管理業務の円滑化及び時間短縮に努めること。

③ SAPICA、交通系電子マネー（Kitaca、PASMO、Suica、manaca、TOICA、ICOCA、はやかけん、nimoca、SUGOCA）、WAON 対応の機種とすること。

2 遵守事項

（１）安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（２）使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

自販機付近に回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しないよう、回収頻度と回収量を考慮すること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 設置面積

幅 0.4m×奥行 0.8m の範囲内とする。ただし、自販機の設置面積内に設置出来る場合はこの限りではない。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ

が入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

(3) 自販機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。
- ③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

3 設置期間

平成 30 年 9 月 21 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 販売手数料

販売手数料率に自販機の売上高を乗じて得た金額とする。

5 売上状況の報告

毎月の自販機の売上高及び販売手数料明細を、翌月 15 日までに月次報告すること。

6 費用負担

- (1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。
- (2) 設置者において各自販機ごとに電気の使用量を計測するメーター（子メーター）取り付けるものとし、子メーターを設置する費用は、設置者において負担する。
なお、設置にあたっては、当財団の指示に従うものとする。
自販機の使用にかかる電気代は当財団の負担とする。

7 設置場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して当財団の指定する日までに返還しなければならない。

8 自販機設置に伴う事故

当財団の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

9 商品等の盗難及び破損

- (1) 当財団の責に帰することが明らかな場合を除き、当財団はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書（飲料用自動販売機） 物件番号 3

1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

（1）大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペース、回収ボックスの設置面積を含む。）は、幅 2.0m×奥行 0.8m の範囲内とし、高さは 2.0m 以内とすること。

（2）環境対策

① 省エネ

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づき省エネ対策を施した自動販売機とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

（3）販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類のペットボトル又は缶などの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。）

（4）販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

（5）その他個別条件

① 災害時に自販機内の商品を無料で提供できる災害対応型の機種とすること。

② 売上状況の遠隔監視システムを実装し、商品の補充及び変更、消費期限の確認、釣銭の補充等の管理業務の円滑化及び時間短縮に努めること。

③ SAPICA、交通系電子マネー（Kitaca、PASMO、Suica、manaca、TOICA、ICOCA、はやかけん、nimoca、SUGOCA）、WAON 対応の機種とすること。

2 遵守事項

（1）安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（2）使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

自販機付近に回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

(3) 自販機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。
- ③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

3 設置期間

平成 30 年 9 月 21 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 販売手数料

販売手数料率に自販機の売上高を乗じて得た金額とする。

5 売上状況の報告

毎月の自販機の売上高及び販売手数料明細を、翌月 15 日までに月次報告すること。

6 費用負担

- (1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。
- (2) 設置者において各自販機ごとに電気の使用量を計測するメーター（子メーター）取り付けるものとし、子メーターを設置する費用は、設置者において負担する。
なお、設置にあたっては、当財団の指示に従うものとする。
自販機の使用にかかる電気代は当財団の負担とする。

7 設置場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して当財団の指定する日までに返還しなければならない。

8 自販機設置に伴う事故

当財団の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

9 商品等の盗難及び破損

- (1) 当財団の責に帰することが明らかな場合を除き、当財団はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書（飲料用自動販売機） 物件番号 4

1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

（１）大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペース、回収ボックスの設置面積を含む。）は、幅 1.43m×奥行 0.85m の範囲内とし、高さは 2.0m 以内とすること。（自販機の正面が東側を向くよう設置すること。）

（２）環境対策

① 省エネ

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づき省エネ対策を施した自動販売機とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

（３）販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類のペットボトル又は缶などの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。）

（４）販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

（５）その他個別条件

① 災害時に自販機内の商品を無料で提供できる災害対応型の機種とすること。

② 売上状況の遠隔監視システムを実装し、商品の補充及び変更、消費期限の確認、釣銭の補充等の管理業務の円滑化及び時間短縮に努めること。

③ SAPICA、交通系電子マネー（Kitaca、PASMO、Suica、manaca、TOICA、ICOCA、はやかけん、nimoca、SUGOCA）、WAON 対応の機種とすること。

2 遵守事項

（１）安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（２）使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

自販機付近に回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ

が入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

(3) 自販機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。
- ③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

3 設置期間

平成 30 年 9 月 21 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 販売手数料

販売手数料率に自販機の売上高を乗じて得た金額とする。

5 売上状況の報告

毎月の自販機の売上高及び販売手数料明細を、翌月 15 日までに月次報告すること。

6 費用負担

- (1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。
- (2) 設置者において各自販機ごとに電気の使用量を計測するメーター（子メーター）取り付けるものとし、子メーターを設置する費用は、設置者において負担する。
なお、設置にあたっては、当財団の指示に従うものとする。
自販機の使用にかかる電気代は当財団の負担とする。

7 設置場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して当財団の指定する日までに返還しなければならない。

8 自販機設置に伴う事故

当財団の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

9 商品等の盗難及び破損

- (1) 当財団の責に帰することが明らかな場合を除き、当財団はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書（飲料用自動販売機） 物件番号 5

1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

（１）大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペース、回収ボックスの設置面積を含む。）は、幅 1.43m×奥行 0.85m の範囲内とし、高さは 2.0m 以内とすること。（自販機の正面が東側を向くよう設置すること。）

（２）環境対策

① 省エネ

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づき省エネ対策を施した自動販売機とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

（３）販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類のペットボトル又は缶などの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。）

（４）販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

（５）その他個別条件

① 災害時に自販機内の商品を無料で提供できる災害対応型の機種とすること。

② 売上状況の遠隔監視システムを実装し、商品の補充及び変更、消費期限の確認、釣銭の補充等の管理業務の円滑化及び時間短縮に努めること。

③ SAPICA、交通系電子マネー（Kitaca、PASMO、Suica、manaca、TOICA、ICOCA、はやかけん、nimoca、SUGOCA）、WAON 対応の機種とすること。

2 遵守事項

（１）安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（２）使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

自販機付近に回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ

が入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

(3) 自販機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。
- ③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

3 設置期間

平成 30 年 9 月 21 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 販売手数料

販売手数料率に自販機の売上高を乗じて得た金額とする。

5 売上状況の報告

毎月の自販機の売上高及び販売手数料明細を、翌月 15 日までに月次報告すること。

6 費用負担

- (1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。
- (2) 設置者において各自販機ごとに電気の使用量を計測するメーター（子メーター）取り付けるものとし、子メーターを設置する費用は、設置者において負担する。
なお、設置にあたっては、当財団の指示に従うものとする。
自販機の使用にかかる電気代は当財団の負担とする。

7 設置場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して当財団の指定する日までに返還しなければならない。

8 自販機設置に伴う事故

当財団の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

9 商品等の盗難及び破損

- (1) 当財団の責に帰することが明らかな場合を除き、当財団はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。
- (3) 設置面積上部の天井にスプリンクラーが設置されており、火災、誤作動等により、スプリンクラーが作動し、散水される可能性があるが、スプリンクラーの作動による自販機の汚損又は毀損等について、当財団は一切の責任を負わない。